

## 板橋区一般廃棄物処理業の許可に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（平成12年板橋区規則第38号。以下「規則」という。）に規定する一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) この要綱において「取り扱う一般廃棄物の種類」とは、別表1のとおりとする。
- (2) この要綱において「事業の区分」とは、別表2のとおりとする。
- (3) この要綱において「継続的な作業場所」とは、一般廃棄物収集運搬業者が事業系一般廃棄物を排出する事業者から委託を受けて、当該一般廃棄物を6月以上にわたり月1回以上収集する特定の場所をいう。
- (4) この要綱において「稼動運搬車」とは、区内の作業場所から排出される一般廃棄物を運搬するために使用し、又は使用を予定している運搬車をいう。
- (5) この要綱において「予備車」とは、通常使用を予定していない運搬車をいう。
- (6) この要綱において「転居廃棄物」とは、家庭廃棄物のうち、転居の際に排出された粗大ごみの形状をしたもので、転居する者のやむを得ない事情により、引越荷物運送業者が、当該転居者からの委任を受け、営利を目的とせず所定の場所まで収集運搬し、一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すものをいう。

(一般廃棄物収集運搬業の許可基準)

第3条 規則第49条第1項第3号に規定するその他特に区長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 運搬先は、一般廃棄物を適正に処分することができる中間処理施設又は最終処分施設であること。
- (2) 継続的な作業場所は、建物を単位とすること。ただし、建物以外の道路、公園等で作業場所を特定することが困難であると認められる場合は、区域を単位とすること。
- (3) 継続的な作業場所が建物を単位とする場合は、他の一般廃棄物収集運搬業者が当該建物を継続的な作業場所としていないこと。
- (4) 継続的な作業場所で一般廃棄物を排出する事業者と次に掲げる事項を記載した収集運搬の委託契約を締結し、又は締結する予定であること。
  - ア 継続的な作業場所の所在地及び名称
  - イ 排出する一般廃棄物の種類及び月平均排出量
  - ウ 契約期間
  - エ 一般廃棄物の収集運搬料金及び処分料金

- (5) 普通ごみにあつては、区内に継続的な作業場所を有すること。
- (6) 普通ごみを取り扱う場合にあつては、稼動運搬車を1台保有していること。
- (7) 普通ごみを取り扱う稼動運搬車は、23区の区域内において稼動運搬車1台当たりの月平均稼動日数が20日以上、かつ、稼動運搬車1台当たりの月平均運搬量20トン以上見込まれるごとに稼動運搬車を1台保有することができる。ただし、収集方法が指定されているため専用の運搬車を必要とする場合については、この限りでない。
- (8) 運搬車は、原則として自ら所有していること。
- (9) 運搬車は、特別区を管轄する東京陸運支局又は練馬若しくは足立の各自動車検査登録事務所で登録を受けたものであること。ただし、運搬先が特別区外である場合は、この限りでない。
- (10) 運搬車は、区長の許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。ただし、特別区内から発生する自己の一般廃棄物若しくは特別区内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙若しくは古繊維を収集運搬する場合又は特別区の区域内から発生する食品循環資源を食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第21条第2項に規定する業として収集運搬する場合は、この限りでない。
- (11) 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、車両総重量が20トン以下であること。
- (12) 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、自動排出機能を有すること。
- (13) 運搬車は、運搬する一般廃棄物が汚水を含み、又は悪臭が発生するおそれがある場合は、荷箱が密閉できる構造であること。
- (14) 稼動運搬車の故障、車検又は稼動運搬車で対応できない臨時的増量等の場合に使用する運搬車として次の基準により特別区において予備車を保有することができる。
  - ア 汚でい以外に使用する予備車の台数は、汚でい以外に使用する稼動運搬車（特定家庭用機器廃棄物（平成10年法律97号）を収集運搬する専用の車両を除く。）の台数を15で除した台数（1未満の小数がある場合は、切り上げて1とする。）
  - イ 汚でいに使用する予備車の台数は、汚でいに使用する稼動運搬車の台数を15で除した台数（1未満の小数がある場合は、切り上げて1とする。）
- (15) 運搬車の洗車設備を確保すること。
- (16) 一般廃棄物の保管及び積替えを行う場合は、保管及び積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していること。
  - ア 屋根を有し、部外者の立ち入りができない構造とすること。
  - イ 悪臭、汚水及び騒音が漏れない構造とすること。
  - ウ 洗淨設備、排水設備、消火設備、脱臭設備及び換気設備を設置すること。
  - エ 床は、コンクリート等の防水対策を施した頑強なものとする。
  - オ 産業廃棄物処理業、再生資源取扱業等の施設を併用するときは、作業の場所が区分されていること。

カ 一般廃棄物の保管及び積替えの施設であることの表示をすること。

(生活環境の保全上必要な条件)

第4条 法第7条第1項の規定により許可する生活環境上必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を運搬車で収集運搬する場合は、他の一般廃棄物と混載しないこと。
- (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を運搬車で収集運搬する場合は、運搬先が特別区内であること。
- (3) 一般廃棄物の保管及び積替えを行う場合は、許可又は承認を受けた施設で行うこと。
- (4) 特別区外で保管及び積替えを行った一般廃棄物は、特別区内の運搬先に運搬しないこと。
- (5) 一般廃棄物処分業者の取り扱う一般廃棄物は、特別区内から発生するものであること。
- (6) その他、許可証に記載する条件

(許可日)

第5条 法第7条第1項及び第6項の規定による許可は、1月を除く各月の1日に行うものとする。

(許可の申請時期)

第6条 法第7条第1項及び第6項の規定により、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の新規の許可を受けようとする者は、許可を受けようとする日の前日の1月前までに許可申請をしなければならない。

2 法第7条第1項及び第6項の規定により、許可の更新を受けようとする者は、許可の期間が満了する日の1月前までに許可申請をしなければならない。

(業の変更の承認基準)

第7条 規則第53条第1項の規定による普通ごみの稼動運搬車の数量の増加についての承認申請は、第3条第7号に規定する基準を満たすときに承認するものとする。

(業の変更の承認申請義務)

第8条 一般廃棄物収集運搬業者は、稼動運搬車の数量が第3条第7号の基準を満たさなくなったときは、規則第53条第1項の規定により稼動運搬車の数量の減少についての承認申請をしなければならない。ただし、その保有する稼動運搬車が1台である場合については、この限りでない。

(遵守事項)

第9条 一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 運搬車の外部塗装は、原則としてブルー一色（ブルーは、社団法人日本塗料工業会2005年版C72-40T又はそれに準ずる色とすること。）とすること。ただし、取り扱う一般廃棄物の種類又は作業場所の性格上、特に配慮する必要がある場合は、この限りでない。
- (2) 運搬車の両側面ドア及び荷箱又は荷台の両側面及び後方面には、一般廃棄物収集運搬業者の氏名（法人にあつては名称）、一般廃棄物収集運搬業者である旨及び許可番号を白色で表示すること。ただし、表示の色については、前号ただし書の場合、この限りではない。
- (3) 運搬車には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。
- (4) 運搬車は、作業終了後、荷箱又は荷台の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散を防止するとともに清潔の保持に努めること。

- (5) 運搬車でなくなった車両については、第2号に定める事項の表示を抹消すること。ただし、当該車両を解体する場合は、この限りではない。
- (6) 運搬車以外の車両に、第2号に規定する表示をしないこと。
- (7) 一般廃棄物の保管及び積替えを行う場合は、処理施設の受入れが可能になり次第、保管及び積替え施設から速やかに搬出すること。
- (8) 一般廃棄物の保管及び積替えの施設は、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (9) 従業員は、収集運搬を行う場合に雇用関係を証明する書類を携帯すること。

(試験及び講習会)

第10条 規則第49条第1項第1号及び同条第2項に規定する試験及び講習会については、特別区一般廃棄物処理業能力認定試験及び更新講習会実施規約で定める。

(実績報告)

第11条 規則第59条に規定する実績については、一般廃棄物処理実績報告書(別記1号様式)、区別一般廃棄物処理量実績調査票(別記第2号様式)及び特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書(別記第3号様式)を提出しなければならない。

(業の許可申請に係る添付書類等)

第12条 業の許可申請に係る添付書類等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第47条第1項第2号に規定する書類は、営業に関し成年者と同一の能力を有する旨の申出書(別記第4号様式)とする。
- (2) 規則第47条第1項第3号に規定する書類は、欠格条項に該当しない旨の申出書(別記第5号様式)とする。
- (3) 規則第47条第1項第6号に規定する書類は、運搬先の一般廃棄物処分業許可証の写しとする。(運搬先が区長の指定する処理施設の場合を除く。)
- (4) 規則第47条第2項第1号に規定する書類は、処分先の一般廃棄物処分業許可証の写しとする。(処分先が区長の指定する処理施設の場合を除く。)
- (5) 規則第47条第1項第10号に規定する書類は、従業員名簿(別記第6号様式)とする。
- (6) 規則第47条第1項第11号に規定する書類は、次のとおりとする。

ア 個人にあつては、事業開始資金及び調達方法(別記第7号様式)(更新の申請の場合は除く。)、資産調書(別記第8号様式)及び前年度の所得税納付済額を証する書類

イ 法人にあつては、事業開始資金及び調達方法(更新の申請の場合は除く。)、直近決算時期の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額若しくは納付済額を証する書類

- (7) 規則第47条第1項第12号に規定する書類は、一般廃棄物処理委託証明書(別記第9号様式)又は委託することを証明する書類とする。ただし、許可後、速やかに排出事業者との委託契約書の写しを提出すること。
- (8) 一般廃棄物収集運搬業について規則第47条第1項第13号に規定する書類及び図面は、次のとおりとする。

- ア 作業場所及び処理量（別記第10号様式）
- イ 普通ごみ区別届出ごみ量一覧（別記第11号様式）
  
- ウ 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書（別記第12号様式）
- エ 器材一覧表（別記第13号様式）
- オ 運搬車及び運搬船等を前方、斜め後方及び側面から写した写真
- カ 業務経歴書（別記第14号様式）
- キ 規則第47条第1項の規定により、書類等の添付を省略しようとする場合は、添付書類省略申出書（別記第15号様式）

(9) 一般廃棄物処分業について規則第47条第2項に規定する書類及び図面は、次のとおりとする。

- ア 排出場所及び処理量（別記第16号）
- イ 中間処理又は埋立処分を業として行う場合は、関係諸官庁の設置許可証の写し
- ウ 業務経歴書
- エ 規則第47条第2項の規定により、書類等の添付を省略しようとする場合は、添付書類省略申出書

(特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する場合の特例)

第13条 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する場合の許可に関する特例は次のとおりとする。

(1) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（以下「対象物」という。）の運搬先は、第3条第1号の規定にかかわらず、指定引取場所等又は再商品化施設であること。

(2) 対象物を収集運搬する場合は、再商品化等を妨げにならないような方法で行うこと。

(3) 対象物の積替えを行う場合（汚水を含み、又は悪臭等を発生するおそれがある場合を除く。）は、第3条第15号ア～エの規定にかかわらず、積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していること。

- ア 周囲に囲いを設け、部外者の立入りができない構造とすること。
- イ 汚水が生じないよう、雨水等を避ける対策を講ずること。
- ウ 積替えにより騒音が生じないよう、必要な措置を講ずること。
- エ 再商品化の妨げにならないよう、保管・積替えによる破損等を避けるのに必要な措置を講ずること。

(4) 対象物を収集運搬する専用の車両については、第3条第8号及び第9号、第4条第1号及び第2号、第7条、第9条第1号及び第2号の規定を適用しないものとする。

(転居廃棄物を収集運搬する場合の特例)

第14条 転居廃棄物を収集運搬する場合、一般廃棄物収集運搬業者は、当該転居廃棄物の種類及び数量の確認が容易な形状の運搬車両を使用するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めのない事項又は業務上必要な取扱いについては、別に資源環境部長が定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年2月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年2月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年2月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

別表1 取り扱う一般廃棄物の種類

種 類	内 容
普 通 ご み	下に掲げるものを除く厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物等の事業系一般廃棄物その焼却残灰及び転居廃棄物 *1
道 路 ・ 公 園 ご み	道路、公園、河川及び港湾の清掃により発生する一般廃棄物
し さ ・ ふ さ	水再生センター等から発生するしさとびふさ
汚 で い	浄化槽から発生する汚でい、建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚でい、事業系の仮設便所から発生するし尿及びその他の一般廃棄物汚でい
動 物 死 体	動物の死体及びふん尿
医 療 廃 棄 物	感染性一般廃棄物及びこれに準じて処理することが適当と認められる事業系一般廃棄物
廃 家 電	特定家庭用機器廃棄物

\*1 弁当がら等を含む。

別表2 事業の区分

1	収集運搬（保管及び積替えを除く。）
2	収集運搬（保管及び積替えを含む。）
3	運搬（保管・積替えを含む。）
4	運搬（荷卸しに限る。）

区 一般廃棄物処理実績報告書（年度）

住 所  
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） 担当者氏名

許可番号 区一廃第 号

年度の一般廃棄物の処理について、次のとおり報告します。

許可区分	収集・運搬 処分(最終処分を除く。) 最終処分	契約作業場所数 (3.31現在)	所	運搬車両等の種類・数量 (3.31現在)	・塵芥車 台 ・ダンプ車 台 ・バキューム車 台	・コンテナ車 台 ・その他 台								
取り扱う一般廃棄物の種類 (3.31現在)		搬入先の名称 及び所在地	(1) (2)	(3) (4)										
月別	収集・運搬量 処分業に あつては 受入量 (A=B+C+D)	収集・運搬量の搬入先内訳(処分業にあつては処分先内訳)									焼却残さ物 等の排出量 (E=F+G)	焼却残さ物等の 搬入先別内訳		備 考
		(B) 区長の指定する処理施設			(C) 自己施設			(D) その他の処分業者等の施設				(F)	(G)	
		埋立て	焼 却	その他	埋立て	焼 却	その他	埋立て	焼 却	その他				
4月	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
5月	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
6月	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
7月	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
8月	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
9月	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
10月	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
11月	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
12月	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
1月	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
2月	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
3月	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	

注 1 この報告書は、前年の4月1日から本年3月31日までのものを、4月30日までに提出すること。  
 2 小数第2位まで記入すること。  
 3 「取り扱う一般廃棄物の種類」ごとに集計すること。  
 4 自己物、産業廃棄物及び専ら再生利用の目的となる廃棄物(古紙、古繊維等)は、集計に含めないこと。  
 5 「区長の指定する処理施設」欄のうち「その他」欄は、作業所、中防不燃ごみ処理センター、中防破砕処理施設等をいう。

区別一般廃棄物処理量実績調査票 ( 年度分)

許可番号 区一廃第 号

許可番号 区一廃第 号

住 所  
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

取り扱う一般廃棄物の種類															
埋 立	月	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷		
	4														
	5														
	6														
	7														
	8														
	9														
	10														
	11														
	12														
	1														
	2														
	3														
	計														

焼 却	月	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷	
	4													
	5													
	6													
	7													
	8													
	9													
	10													
	11													
	12													
	1													
	2													
	3													
	計													

そ の 他	月	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷	
	4													
	5													
	6													
	7													
	8													
	9													
	10													
	11													
	12													
	1													
	2													
	3													
	計													

民 間	月	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷	
	4													
	5													
	6													
	7													
	8													
	9													
	10													
	11													
	12													
	1													
	2													
	3													
	計													

月	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	〆飾	江戸川	合計
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
計												

月	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	〆飾	江戸川	合計
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
計												

月	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	〆飾	江戸川	合計
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
計												

月	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	〆飾	江戸川	合計
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
計												

注1 「取り扱う一般廃棄物の種類」ごとに集計すること。  
 2 数値の単位は、「t(汚でいの場合はk $\theta$ )」とし、小数第2位まで記入すること。  
 3 「埋立」、「焼却」、「その他」欄は、実績報告書の「(B)区長の指定する処理施設」欄の各項目の数量を記入すること。  
 4 「民間」欄は、実績報告書の「自己施設」及び「その他処分業者等の施設」欄の合計量を記入すること。  
 5 自己物、専ら物(古紙、古繊維等)及び産業廃棄物については、集計に加えないこと。

特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書

( 年度分)

許可番号 区一廃第 号

号 区一廃第 号

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

	許可番号 区一廃第 号													号 区一廃第 号												
	月	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷	月	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	合計
エアコン	4													4												
	5													5												
	6													6												
	7													7												
	8													8												
	9													9												
	10													10												
	11													11												
	12													12												
	1													1												
	2													2												
	3													3												
	計													計												
テレビ	4												4													
	5												5													
	6												6													
	7												7													
	8												8													
	9												9													
	10												10													
	11												11													
	12												12													
	1												1													
	2												2													
	3												3													
	計												計													
冷蔵庫及び冷凍庫	4												4													
	5												5													
	6												6													
	7												7													
	8												8													
	9												9													
	10												10													
	11												11													
	12												12													
	1												1													
	2												2													
	3												3													
	計												計													
洗濯機及び衣類乾燥機	4												4													
	5												5													
	6												6													
	7												7													
	8												8													
	9												9													
	10												10													
	11												11													
	12												12													
	1												1													
	2												2													
	3												3													
	計												計													

注1 この報告書は、前年の4月1日から3月31日までのものを、4月30日までに提出すること。  
 2 各項目には取り扱った台数を記入すること。  
 3 産業廃棄物に該当する家電(事業者から排出された廃家電)については集計しないこと。

別記第4号様式（第12条関係）

営業に関し成年者と同一の行為能力を有する旨の申出書

一般廃棄物収集運搬業  
下記の者は、  
一般廃棄物処分業

に関して法定代理人から営業を許され、

成年者と同一の能力を有していることを申し出ます。

記

1 申請者の住所

2 申請者の氏名

年 月 日

申出人 住所

氏名

印

申請者との関係

(あて先) 板橋区長

別記第5号様式（第12条関係）

欠格条項に該当しない者である旨の申出書

の規定により、申請者、下記申請者の役員、  
政令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、欠格条項に該当しない者であることを  
誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名（法人にあつては名称及び代表者名）

（あて先）板橋区長

役職名（担当業務）	氏 名	住 所

（申請者の役員（会計参与・監査役・監事含む）、政令第4条の7に定める使用人、法定代理人の名簿）



事業開始資金及び調達方法

1 資金総額

円

2 調達方法

自 己 資 金	円
金融機関等からの借入	円
株 式 発 行	円
社 債 発 行	円
計	

## 資 産 調 書

### 1 固 定 資 産

単位：千円

項 目	所 有	非 所 有
	評価額・購入額	月 支 払 額
建 物		
土 地		
車 両		
機 械 ・ 装 置		
合 計		

(注) 土地、建物の評価額は、固定資産税の評価額である。

### 2 流 動 資 産

単位：千円

項 目	
現 金 ・ 預 貯 金	
手 形	
有 価 証 券	
売 掛 金	
合 計	

上表1及び表2のとおりで相違ありません。

年 月 日

住 所

氏 名

印

年 月 日

（あて先）板橋区長

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表の氏名）

### 一 般 廃 棄 物 処 理 委 託 証 明 書

当社から排出する一般廃棄物について、 \_\_\_\_\_ が  
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた後、下記のとおり収集運搬を委託することを  
証明いたします。

#### 記

- 1 排出場所名称 \_\_\_\_\_
- 2 排出場所住所 \_\_\_\_\_
- 3 委託する一般廃棄物の種類 \_\_\_\_\_
- 4 月間推定排出量 \_\_\_\_\_ t / 月
- 5 月間推定収集回数 \_\_\_\_\_ 回 / 月
- 6 契約単価 \_\_\_\_\_ 円 / kg

別記第10号様式(第12条関係)

(収集運搬業用)

増加	減少
----	----

作業場所及び処理量

\_\_\_\_\_ 区

取り扱う一般廃棄物の種類 ※ 該当する廃棄物の種類に○を付ける。	普通ごみ	道路・公園	しさ・ふさ	汚でい	動物死体	医療廃棄物	廃家電
-------------------------------------	------	-------	-------	-----	------	-------	-----

名 称	所在地 (町丁目番号)	契約単価 円/kg	収 集 量 t/月	収集回数 回/月	収集開始 年 月	契約前の 収集形態
排出場所コード						
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
						許可業者 区収集 なし
小 計	カ所		t			
合 計	カ所		t			

- 注 (1) 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに用紙を分けて記入すること。
- (2) 「排出場所コード」欄は、収集量が月3 t以上の作業場所（マニフェスト発行対象事業者）は必ず記入すること。
- (3) 所在地は、町丁名から記入すること。
- (4) 「契約前の収集形態」欄は、作業場所増加の届出時は必ず記入すること。
- (5) 作業場所の増加又は減少に伴う変更届に添付する場合には、増加 減少 のいずれかに○をすること。
- (6) 作業場所の減少の場合は、「名称」・「所在地」欄のみ記入すること。
- (7) 更新の際は、「収集開始月」欄の記入は不要です。
- (8) 契約単価は、消費税を含んだ額を記入すること。

別記第11号様式(第12条関係)

### 普通ごみ区別届出ごみ量一覧

No.	区名	作業場所数(所)	届出ごみ量(t/月)	備考
1	千代田			
2	中央			
3	港			
4	新宿			
5	文京			
6	台東			
7	墨田			
8	江東			
9	品川			
10	目黒			
11	大田			
12	世田谷			
13	渋谷			
14	中野			
15	杉並			
16	豊島			
17	北			
18	荒川			
19	板橋			
20	練馬			
21	足立			
22	葛飾			
23	江戸川			
	合計			

※作成上の注意事項

- 1 普通ごみの収集・運搬についてのみ記入すること。
- 2 この一覧表に記載する各区の数値は、当該区の申請の際に添付した「作業場所及び処理量」の合計欄の数値と一致すること。

## 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書

### 1 主たる排出者又は収集エリア（区）

\*小売店との委託契約書等があれば、写しを添付してください。

--

### 2 運搬先

\* 搬入する予定のある指定引取場所及び中間集積所はすべて記載してください。

\* 「荷卸しを行う区」の許可証又は当該許可申請書の申請者(控)を確認します。

【指定引取場所】	
【中間集積所】	

### 3 保管・積替え施設の所在地

\*施設を保有する場合のみ記載してください。

--

### 4 収集運搬料金

\*リサイクル料金以外に排出者から徴する料金をすべて記載してください。

--

業者名		許可番号 (区一廃)	第	号
担当者		電話番号		

別記第13号様式（第12条関係）

# 器 材 一 覧 表

氏名（会社名）

---

	種 類（ダンプ車、 バキューム車等の区別）	積 載 量 （ト ン）	車 両 番 号 （船鑑札番号）	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

業 務 経 歴 書

氏名（会社名）

現在行っている業務  (法人の場合は、定款の業務目的に限らない。)		
申請業務の開始年月日		
廃棄物持込承認書		交付区： 清掃事務所
関連業務の許可状況	東京都産業廃棄物収集運搬業	許可番号： 取扱い廃棄物の種類： 所在地：
	産業廃棄物処分業 (施設が東京都内及び関東近県に所在するものに限る。)	許可自治体： 許可番号： 取扱い廃棄物の種類： 処分の区別： 中間処理・最終処分 施設の種類： 焼却・破砕・圧縮・その他（ ） 処理能力： 日量 トン 所在地：
	東京都特別管理産業廃棄物収集運搬業	許可番号： 取扱い廃棄物の種類： 所在地：
	特別管理産業廃棄物処分業 (施設が東京都内及び関東近県に所在するものに限る。)	許可自治体： 許可番号： 取扱い廃棄物の種類： 処分の区別： 中間処理・最終処分 施設の種類： 焼却・破砕・圧縮・その他（ ） 処理能力： 日量 トン 所在地：
	東京都し尿浄化槽清掃業	許可取得年月日： 業者番号：
	再生資源取扱業	業の形態： 回収業・建場業・直納問屋・その他（ ） 取扱品目： 古紙・あき缶・びんカレット・その他（ ） 廃棄物再生事業者登録： 有 無
	他の自治体の許可取得状況（自治体名）	
	備考	

別記第15号様式（第12条関係）

## 添付書類省略申出書

年 月 日

（あて先）板橋区長

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

下記の書類のうち○印を付したものは、内容に変更がないので、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則第47条の規定により、添付の省略を申し出ます。

### 記

○印	書類の名称
	住民票の写し（個人）
	定款又は寄附行為（法人）
	登記簿謄本（法人）
	営業に関し成年者と同一の能力を有する旨の申出書（未成年者）
	印鑑証明書
	保管及び積替え又は積置き施設に係る書類（収集運搬業）
	運搬先を証明できる書類（収集運搬業）
	車庫、洗車設備、けい船場に係る書類（収集運搬業）
	主たる事務所の案内図
	従業員名簿
	処分先を証明できる書類（処分業）
	一般廃棄物処理施設に係る書類（処分業）
	継続する作業場所の契約書（収集運搬業）

排出場所及び処理量（処分業用）

\_\_\_\_\_区  
 \_\_\_\_\_枚中 \_\_\_\_\_枚目

処分施設の名称		処分施設の所在地					
排出場所の名称	所在地 (町丁目番号)	一般廃棄物の種類	受入単価 円/kg	受入量 t/月	受入回数 回/月	受入開始 年月	施設への持込形態
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
							1 許可業者 (業者名) (許可番号) 2 自己持込
小 計							
合 計							

注 (1) 区ごとに、施設ごとに用紙を分けて記入すること。  
 (2) 所在地は町丁名から記入すること。